

大阪大学全学IT認証基盤情報連携利用サービス内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学（以下「本学」という。）全学IT認証基盤サービス利用規程に基づき、本学の各種情報システム（以下「システム」という。）が全学IT認証基盤システムと情報連携する場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において大阪大学全学IT認証基盤情報連携利用サービスとは、本学教職員が学内で管理するシステムと全学IT認証基盤システムが情報連携を行い、利用に係る認証が安全かつ確実に行なうことができる環境を提供するサービスをいう。

(接続試験及び接続申請)

第3条 システムの管理責任者（以下「システム管理者」という。）が情報連携を希望する場合は、情報推進部情報企画課に情報連携接続試験届出書（別紙様式1）を提出し、接続試験を行うものとする。

- 2 情報連携を希望するシステムは本学の教職員が管理を行い、かつ大阪大学総合情報通信システム（ODINS）にネットワーク接続されていること。
- 3 接続試験において、ネットワーク接続に伴うセキュリティ対応が実施されていること、及び情報連携接続により全学IT認証基盤システムの運用に支障を与えないものと判断できた場合、接続試験を完了したものとする。
- 4 接続試験完了後に情報推進を担当する理事（以下「情報推進担当理事」という。）に情報連携接続申請書（別紙様式2）（以下「申請書」という。）を提出するものとする。
- 5 申請書提出時にシステムの構成図、全学IT認証基盤システムとのネットワーク構成図を併せて添付するものとする。
- 6 同一サーバ上にある複数のシステム（サービス）に対して情報連携を希望する場合は、システム（サービス）毎に申請書を提出すること。

(接続申請の承認)

第4条 情報推進担当理事は、システム管理者から提出された申請書を適当と認めたときは、これを承認する。

(システム管理者の義務)

第5条 システム管理者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 全学IT認証基盤システム側のサービスの運用に協力すること。
- (2) 全学IT認証基盤システム側の障害による情報連携サービス中断への対応に協力すること。
- (3) インシデント解析や統計情報取得に協力すること。
- (4) システムが全学IT認証基盤システム側のハードウェア・ソフトウェア障害等を与えた場合には、サービス停止を含む措置に協力すること。

- (5) システム管理者は、システムが使用する利用者の属性情報の適正な管理に努めること。属性情報は情報連携接続申請を行ったシステムでの目的以外の利用は一切行わないこと。
- 2 システム管理者は、前項に定めるもののほか、利用に際して本内規その他本学の諸規程等（以下「規程等」という。）を遵守しなければならない。
- 3 システム管理者は、システムの適正な管理に努めなければならない。

（情報連携の停止）

第6条 情報推進担当理事は、本内規が遵守されない場合や規程等に違反したときは、情報連携を一定期間、停止させることができる。

（変更の届け出）

第7条 システム管理者は、第3条第4項の申請書に変更が生じたときは、速やかに当該変更内容を情報連携接続変更届（別紙様式3）により、情報推進担当理事に届け出し、承認を得なければならない。

（終了の届け出）

第8条 システム管理者は、第4条で承認された情報連携接続を終了するときは、情報連携接続終了届（別紙様式4）により、情報推進担当理事に届け出し、報告しなければならない。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年8月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年5月1日から施行する。